

**Q 4 育児休業を取り、掛金免除申請をした場合、育児休業期間中の掛金（短期・厚生年金保険料・退職等年金・介護）及び将来の年金受給等どのようになりますか？
（掛金を復帰後に払うのか／将来年金をもらう場合、満額受給となるのか 等）**

A 4 育児休業中の掛金免除申請を行った組合員については、育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで、掛金（短期・厚生年金保険料・退職等年金・介護）が免除されますので、復帰後に払い込む必要はありません。
また、将来受給する年金について、この期間が減額の対象となることはありません。